

# 10月から子ども手当の制度が変わります

## 支給月額

- ◆ 0歳～3歳未満(一律) 15,000円
- ◆ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円
- ◆ 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円
- ◆ 中学生(一律) 10,000円

## 支払時期

- ◆ 平成23年10、11、12月及び平成24年1月分を平成24年2月に支給
- ◆ 平成24年2、3月分を平成24年6月に支給

## 手続きについて

10月からの子ども手当を受給するには、これまで受給していた方も含め、該当する全ての方が、市役所(公務員は勤務先に)「認定請求書」を提出することが必要です。

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

- ① 平成23年10月1日において現に支給要件に該当している方：平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から受給できます。(認定請求書は、10月に送付します)
- ② 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方：平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます。

## 新たな要件等

- ◆ 子どもに対しても国内居住要件が設けられます。(留学中の場合等を除く)
- ◆ 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- ◆ 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一人)の要件で手当が支給されます。(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- ◆ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合(単身赴任の場合を除く)は、子どもと同居している方に手当が支給されます。(離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給)

※ 1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転出したときは、転出後の市町村へ認定請求が必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ 2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

## 問合せ

子ども未来・医療給付係 ☎32・2216

# 国民年金

問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823  
砂川年金事務所 ☎52-2144

## ご存じですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

## 付加年金を知っていますか？

老齢基礎年金の年金額は、788,900円(満額=40年間保険料を納付した方)ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料(15,020円)のほかに付加年金保険料(1カ月400円)を上乗せして納付することができます。(金額は全て平成23年度の額です。)

## 納めることができるのは第1号被保険者

20歳以上60歳未満の学生、自営業など、または任意加入被保険者の方です。国民年金保険料の免除・猶予を受けている方や国民年金基金加入員の方は加入できません。

## 付加年金額は「200円 × 付加保険料納付月数」

40年間付加保険料を納付した方

788,900円 + 200円 × 480月 = 884,900円(年額)

老齢基礎年金の繰上げ支給または繰下げ支給を受けた場合は、付加年金額もそれに合わせて、繰上げまたは繰下げられます。繰上げまたは繰下げが行われた付加年金の額は年齢に応じて、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された金額になります。